

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第4回会議 議事録

- 1 日 時 令和5年8月9日（水） 午後1時30分～午後3時55分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
(ただし、使側委員1名、所要により途中から欠席)
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第3回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日は、会議次第が1枚です。以上です。

【部会長】 次に、事務局から「定足数」及び「会議の公開状況」を報告してください。

【指導官】 委員の出席状況を報告します。本日は、全員に出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことを御報告いたします。

なお、使用者側の若松委員は都合により概ね1時間後に途中退席されます。若松委員退席後も定足数は満たしていることを併せて御報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月28日から8月7日まで掲示いたしました結果、3名の傍聴希望者があり、本日3名の方が傍聴されますので、併せて御報告いたします。

【部会長】 本日の会議は公開しております。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを、傍聴人の方々は予め御承知おき願います。

【部会長】 では会議次第2の金額審議に入ります。

前回8月7日の第3回専門部会において、労働者側委員からは、令和5年4月のパートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金の平均額は東京

1,254円、島根1,027円で東京比81.89%、募集金額下限の平均額は東京1,197円、島根981円で東京比81.95%である。パートタイム労働は最低賃金に近い仕事として着目するが、ここでの差は使用者側が主張する7割程度ではなく8割を超えている。

労働生産性に関して、人材の質の向上、生産性を上げられる人を採りたいというのが本音だと思うし、そうであるならば賃金を上げる必要性があるのではないか。

松江市の6月の消費者物価は対前年同月比3.1%増だが、松江市独自のエネルギー対策が影響して増加率が引き下げられたもので、生活実感としては3.1%増以上の苦しさがある。との発言がありました。

一方、使用者側からは、島根県の労働生産性について、一人当たりの付加価値額は全国平均の7割であり、島根の支払い能力からは東京の今年度の改定予定額の7割が上限であるべきだが、今現在の島根の時間額はすでにこれを超えている。

企業物価は落ち着いて来ているものの消費者物価よりも高く、中小企業には厳しい状況である。

目安はあくまでも目安であり、根拠データに基づく目安額を下回る引上げ額となる。との発言がありました。

前回審議でも、労使の間で引上げ額に開きがあり、今回の専門部会に持ち越すことになっていました。

労使それぞれ御検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方から御意見をいただき、結審を視野に入れつつ金額についての審議を深めたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があれば御伺ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「ありません」)

それでは、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいですがよろしいでしょうか。

(「はい」)

それではこれからは具体的な金額審議に入ることになります。公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれや、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、これからは非公開といたします。また、第6条第2項により議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開します。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますが御退出願ひします。

(退出のため中断)

(以下、議事要旨のみ公開)